

第5期中期目標期間における

研 修 指 針



令和3年4月

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

目 次

I. 「研修指針」策定の趣旨	1
II. 特別支援教育を担う教員の専門性の向上	1
III. 研究所におけるこれまでの取組と課題	2
IV. 研修の基本方針	4
V. 指導者の養成	6
VI. 資質向上に関わる支援	10
VII. 研修実施体制	13

I. 「研修指針」策定の趣旨

- 研究所の研修事業は、第5期中期目標・中期計画に則り、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上、及び各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援を実施する。
- 研修の実施に当たっては、研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を基本とする。
- なお、「研修指針」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。

II. 特別支援教育を担う教員の専門性の向上

- 我が国は、障害者権利条約の批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備が進み、「共生社会」の形成に大きく動き出している。こうした流れを進めていく上で、インクルーシブ教育システムの理念は極めて重要であり、その構築と充実のためには、特別支援教育を着実に進めていくことが必要不可欠である。
- 令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」が出され、特別支援教育を巡る状況や基本的な考え方がまとめられた。報告書の中では、これからの特別支援教育を担う教員の専門性の向上に関して言及されている。
- それによると、全ての教員には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要であり、学級には多様な教育的ニーズのある子供が在籍していることを前提とした学級経営・授業づくりの工夫が求められている。
- また、特別支援学級や通級による指導の担当教員には、通常教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間の連携の方法等に関する専門性の習得が求められている。

- そして、特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等が個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教員には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。加えて、特別支援学校は、要請に応じて小・中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが求められており、特別支援学校の教員が、小・中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、授業の助言・援助ができる専門性も求められている。
- さらに、各教員には、報告書で指摘されたこれらの専門性に加え、近い将来に到来するとされている Society 5.0 や国が進めている GIGA スクール構想はもとより、障害のある人にとっての ICT が、学習指導にとどまらず、社会によりよくアクセスしていくためには必要不可欠なものであるということを踏まえ、ICT を効果的に活用した指導の充実や、学校に登校できない児童生徒への遠隔・オンライン教育など、近年の社会の変化にも応じられる専門性が期待されているところである。
- このような状況を踏まえ、本研究所は、特別支援教育のナショナルセンターとして、これまで培ってきた研究活動や研修事業、情報収集・発信等の実績を基盤として、今後とも教員の資質向上のための活動の充実を図っていくことが重要である。

Ⅲ. 研究所におけるこれまでの取組と課題

- 研究所では、第4期中期目標期間において、各都道府県等で特別支援教育に関する指導的立場に立つ教職員等を対象として、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した、専門的かつ技術的な研修を重点化して実施してきた。

具体的には、毎年度、障害種別の特別支援教育専門研修を3コース（7プログラム）、教育現場の喫緊の課題に関する指導者研究協議会・セミナー（3協議会・1セミナー）、校長会との連携研修（2協議会）、合計約600名を対象として実施してきた。これらの研修については、アンケートを中心に評価を行い、各年度、90%以上の「有意義である」との評価を受けてきた。また、専門研修及び研究協議会修了1年後を目途に、受講者及

び受講者の所属長、受講者の任命権者である教育委員会等に対して、受講者の指導的役割の実現状況についての調査を実施し、「指導的役割を実現している」割合は9割を超えている。

- また、研究所では、各都道府県等が実施する教員の資質向上の取組を支援するため、特別支援教育の初心者から経験者までを対象に、インターネットによる講義配信を実施してきた。本講義配信については、個人登録に加え、令和2年4月に教育委員会等による団体登録も可能となるよう、「NISE 学びラボ」としてシステムを刷新し拡充を図るとともに、学習指導要領の改訂を踏まえ、通常の学級を担当する教員に向けた配信講義の充実を図っている。こうしたeラーニング型の研修の取組については、今後、活用の可能性に大きな期待が寄せられており、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止という状況下において登録者数は増加傾向にある。
- さらに、国の政策課題に対応して、新たに免許法認定通信教育事業に取り組んだ。特に免許状取得率の低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域について、教育職員免許法施行規則の第2欄に掲げる科目のインターネットによる免許法認定通信教育を開講し、特別支援学校教諭免許状取得率の向上に寄与した。
- こうした成果の一方で、研修の受講者や派遣元の教育委員会、外部有識者等からは、研究所が実施する研修と自治体が実施する研修の役割の明確化や、より一層の指導者養成に特化した内容・カリキュラムの提供とともに、幅広い教員を対象とした資質向上を支援する研修の充実などの意見が寄せられた。また、ポストコロナ時代の研修の在り方の検討の必要性やICT活用に関する研修の拡充など、社会状況の変化や教育現場の課題に対応した研修の充実についての意見も寄せられている。
- こうした成果と課題を総合的に考慮すると、今後の研修事業については、次の四つの観点から、改善・充実を図ることが必要である。
 - ① ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成を強化すること。なおその際は、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組合せ、講義のほか、研究所の研究成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。
 - ② 新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上では、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての教員の資質を向上させること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。

- ③ インターネットによる講義配信については、配信講義の充実を図るとともに、教育委員会等を対象とした団体登録の促進を行うこと。
- ④ 引き続き、国の政策課題である特別支援学校教諭免許状取得率向上に寄与するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性についての検討を進めること。

IV. 研修の基本方針

1. 基本的な考え方

- 研究所は、特別支援教育に関するナショナルセンターとして、研究所の実践的な研究成果を踏まえ、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成や資質向上に関わる支援を行う。
- 指導者の養成を目的とした研修では、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者としての専門性の向上を目的とする。具体的には、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る特別支援教育専門研修と、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応する指導者研究協議会・セミナー等を実施する。
- 資質向上に関わる支援では、各都道府県等における障害のある児童生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員等の資質向上の取組を支援する。具体的には、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義をインターネットにより配信する。また、特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。

2. 研修の対象者

- 研究所が実施する研修は、全ての学校種の教職員が対象であるが、これまで以上にインクルーシブ教育システムの充実を目指していくためには、発達障害等のコースやテーマに応じて、幼稚園、小・中・高等学校等の教職員の積極的な参加を促していく。
- 研究所では、教員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を次の三つに区分し、研修の趣旨の明確化や内容の一層の改善・充実を図る。

第1ステージ：実践力を磨き教職の基盤を固める時期

第2ステージ：『チーム学校』の一員として専門性を高めるとともに連携・協働を深め、スクールリーダーとしての推進力を発揮する時期

第3ステージ：広い視野で組織的な運営等の役割を果たす時期

- ＊ スクールリーダー：中核的中堅教員として、将来管理職となる者も含め、学校単位や地域単位の教員組織・集団の中で、中核的・指導的な役割を果たすことが期待される教員

3. 研修の体系

- 第5期中期目標期間においては、以下の体系のもとに研修を実施する。

目的	対象	形態	名称・内容	
指導者の養成	第2ステージ及び第3ステージの教職員	来所若しくはオンライン、又は来所とオンラインを組み合わせて行う研修	特別支援教育専門研修	障害種別のコース・プログラムで実施 (視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害、発達障害、情緒障害、言語障害)
			インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナー	特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題について実施
			連携研修	全国特別支援学校長会等と連携して実施
			その他の研修	上記以外の研修会
資質向上のための支援	第1ステージから第3ステージの教職員	インターネットを活用した研修	講義配信	特別支援教育に関する基礎知識、各障害種の概論、指導方法等に関する講義を配信
			免許法認定通信教育	視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の第2欄の講義を配信

- 指導者の養成を目的とする研修は、第2ステージ及び第3ステージの教職員を対象とする。特別支援教育専門研修は、八つの障害種を3コースに集約し、その専門性と指導力の向上を図る。インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナーは、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題をテーマ（特別支援教育におけるICTの活用や高等学校における通級による指導、発達障害等への対応等）として実施する。また、各種団体等と連携した研修（全国特別支援学校長会と連携した特別支援学校寄宿舍指導実践協議会等）や、上記以外の研修（難聴児の切れ目ない支援体制構築研

究協議会等）を実施する。

- 資質向上のための支援の取組は、インクルーシブ教育システムの充実を念頭におき、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の第1ステージから第3ステージの全ての教職員を対象として実施する。講義配信については、特別支援教育に関する基礎知識から障害種別の内容や最新の知見まで、幅広い内容を整備する。また、個人登録に加えて団体登録の利用を推進し、特に教育センター、教育委員会、学校等の教職員に対する研修の充実を支援する。免許法認定通信教育については、特別支援学校教諭免許状の取得率向上という目的に照らし、取得率の低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の第2欄（教育職員免許法施行規則）の講義を配信する。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。

4. 研修内容・方法等

- 研修の内容については、障害種別に求められる専門的な知識・技能を基盤としつつ、教職員支援機構などの関係機関との連携等、研究所の研修に求められるニーズや社会状況、教育現場の喫緊の課題を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの充実が図られるよう、国の特別支援教育政策や諸外国の動向等をカリキュラムに取り入れる。
- 研修の実施に当たっては、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の方式を取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施する。また、受講者が受講した内容を実際の教育活動の中で活かせるようカリキュラムを工夫する。
- 研修内容・方法等については、受講者や任命権者である教育委員会等に対するアンケート調査の結果や文部科学省特別支援教育課及び外部有識者の意見等を踏まえ、不断の改善・充実に努める。

V. 指導者の養成

1. 特別支援教育専門研修

（1）目的

- 各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る。

（２）対象

- 各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員
（指導者養成の目的に鑑み、「教職経験年数３年以上」に加え、受講する専修プログラムに該当する「当該障害種教育経験年数３年以上」の教職員を対象とする。）

（３）期間及び実施回数

- 約２ヶ月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせで行う。３コース（７プログラム）年間各１回

（４）研修のコース・プログラム

- 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース
視覚障害教育専修プログラム
聴覚障害教育専修プログラム
肢体不自由教育専修プログラム
病弱教育専修プログラム
- 知的障害教育コース
知的障害教育専修プログラム
- 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース
発達障害・情緒障害教育専修プログラム
言語障害教育専修プログラム

（５）内容

- 研修内容は、いずれのコース・プログラムについても、共通講義、専門講義、課題研究により編成するとともに、各都道府県における教育課題の解決に向け、研究・分析的な能力を有する指導者の養成を目指し、指導力・専門性の向上はもとより、研究・分析・説明力等の向上を図ることも意図した内容とする。なお、これらの中では、各分野の最新の研究動向や ICT 活用に関わる内容に触れる。
- 共通講義は、総合的な指導力向上に資する内容とし、以下の六つの領域について、講義と演習で構成する。
 - ① 特別支援教育についての基本的な事項、国の教育施策や喫緊の課題に関する内容
 - ② インクルーシブ教育システムの充実に向けた各障害種（重複障害を含む。）教育論
 - ③ 心理、生理、病理に関する内容
 - ④ 研修成果の還元を目指した講義やリーダーとしての資質養成に関する内容

⑤ 筑波大学附属久里浜特別支援学校における実地研修

⑥ 研究協議：各受講者が持ち寄った課題を中心にテーマを設け、グループごとに協議を行い、自主的な課題解決に向けた取組を行う。

○ 専門講義は、各障害種（重複障害を含む。）に応じた専門的内容とし、当該障害領域を中心に、心理、生理、病理、教育課程及び指導法に関する内容とする。また、講義のほか、アクティブ・ラーニングの視点から演習や実習を行い、各障害種の課題に応じた実地研修を設定する。

○ 課題研究は、受講者がそれぞれの課題解決に向けて文献研究や講義の振り返り等、主体的に計画を立てて取り組む時間とする。その際、各課題について関係する研究所スタッフと協議するなど、研究所のリソースを積極的に活用する。

○ 以上の基本的な考えを踏まえ、カリキュラム編成基準を策定し、それに基づき各コース・プログラムの研修内容を決める。

（６）研修実施に当たっての留意点

○ 受講者については、来所前にインターネットを通じて配信する講義や事前学習用コンテンツを視聴し、研修目的等について理解できるよう促す。また、研修効果を高め、研修終了後の見通しをもたせるため、事前に自己目標や研修成果還元計画の作成を求め、自己評価につなげる。なお、各都道府県等の都合により「当該障害種教育経験３年以上」の条件に満たない者を受講させる場合には、別途、指定する事前学習用コンテンツ等により自己研修し、当該障害種の基礎的事項を理解した上で受講する。

○ 講師については、所内及び所外から適任者を選定し、指導者養成としての研修目的にかなったプログラム内容を提供する。また、特に所内講師においては、研究成果の還元や障害種に関わる最新の知見を講義に反映するよう努める。

○ 特別支援教育専門研修においては、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施し、教員の資質向上に寄与する。

２．インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナー

（１）目的

○ 各都道府県等において指導的立場に立つ教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る。

（２）対象

- 各都道府県等において、インクルーシブ教育システムの充実を図る上で指導的立場に立つ教職員

（３）指導者研究協議会・セミナー

＜２～３日間程度の宿泊又はオンラインによる研修＞

- 特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会
- 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会
- 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- 発達障害教育実践セミナー

（４）内容

- 特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する行政説明、インクルーシブ教育システム充実やICT活用等に関する研究成果を踏まえた講義、話題提供、班別協議等を行う。

（５）研修実施に当たっての留意点

- 各研究協議会では、テーマに沿った事前レポート等の提出を求め、受講者間で共有し、協議をより深めることができるよう工夫する。また、関連の先進事例等の情報提供を充実させる。
- オンラインにより開催する場合は、事前の情報提供やオンデマンドでの講義配信等を組み合わせ、オンラインによる研修効果を最大限発揮させる。

３．連携研修

（１）特別支援学校寄宿舎指導実践協議会（全国特別支援学校長会との連携研修）

＜来所又はオンラインによる研修＞

①目的

- 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る。

②対象

- 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員とする。

③期間

- １日間

④内容

- 特別支援学校の寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する講演、障害種別の部会別研究協議等を行う。部会別研究協議においては、参加者からの実践発表及び協議を行う。

4. その他の研修

(1) 難聴児の切れ目ない支援体制構築研究協議会

＜地区別協議会（3地区予定）、集合又はオンライン＞

①目的

- 特別支援学校（聴覚障害）の乳幼児教育相談担当者の資質向上を図るとともに、難聴児に関わる関係機関の連携促進や、地域の課題解決を促進する。

②対象

- 特別支援学校（聴覚障害）の管理職及び乳幼児教育相談担当者、保健・医療・福祉関係者等

③期間

- 各地区1日間

④内容・実施方法

- 事前の講義配信及び、全国3地域で開催（予定）する地区別協議会において研究協議等を行う。

VI. 資質向上に関わる支援

1. 講義配信「NISE 学びラボ」

(1) 目的

- 障害のある幼児児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上の取組を支援し、全ての学校種の教員や関係者への理解啓発を進めるため、特別支援教育に関する基礎知識から障害種別の内容や最新の知見まで幅広い内容の講義を収録し、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」により配信する。個人登録者については、複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムを提供するなど、教職員等のニーズに応じた主体的な学びを支援する。また、団体登録については、教育センター、教育委員会、学校等の

各団体が、特別支援教育に関するオンライン型の研修を企画、運営することを支援する。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。

（２）対象

- 障害のある幼児児童生徒等の教育に携わる、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教職員及び関係者

（３）受講方法

- 個人登録では、受講を希望する者が研究所のホームページで個人登録を行い、インターネットにより配信される講義コンテンツの中から、必要な講義を選択して視聴する。
- 団体登録では、教育センター、教育委員会、学校等の各団体の研修管理者が団体登録を行う。団体登録を行った各団体の研修管理者は、「NISE 学びラボ」の複数の講義コンテンツを組み合わせ、研修の受講者のニーズに合わせた研修プログラムを設定し、各受講者に案内する。受講者は指定された研修プログラムを指定された期間内に視聴する。

（４）内容等

- 講義コンテンツは、「特別支援教育全般」「障害種別の専門性」「通常の学級における学びの困難さに応じた指導」の分類により構成する。また、障害のある子供が多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）で学んでいることを考慮し、幼児期から高等学校段階まで教職員の専門性向上に向けて、体系的・計画的な整備を図る。１コンテンツは、受講者の視聴しやすさを考慮し、概ね 15 分～30 分程度とする。
- 目的別・用途別に複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムを提案し、受講者のニーズに合わせた学習を支援する（「インクルーシブ教育システムについて学ぶ」「特別支援教育コーディネーターになったら」「特別支援学級の担任になったら」「通級による指導の担当者になったら」「幼児期における特別支援教育」「高等学校段階における特別支援教育」等）。また、各研修プログラムの講義コンテンツの視聴を修了した受講者には、「視聴修了証明書」を発行する。
- 団体登録では、教育センター、教育委員会、学校等の各団体が、特別支援教育に関するオンラインによる研修を企画、運営することを支援する。研修管理者による、研修プログラムの作成、受講者の学習状況の把握、視聴修了証明書の発行など、「NISE 学びラボ」の機能を活かした研修の実施を支援する。また、団体におけるオンライン研修と集合型研修を組み合わせた研修方法や、課題解決型のオンライン研修等を開発し提案す

る。

- 個人登録・団体登録の状況や利用状況、利用者に対するアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。
- より幅広く教育センター、教育委員会、学校等の団体登録の利活用を促すため、団体登録を活用したオンライン研修等の例を示したパンフレット等を作成するほか、オンラインによる利用説明会を開催し、広報に努める。

2. 免許法認定通信教育

(1) 目的

- 「全ての特別支援学校の教員が特別支援学校教諭免許状を所持することを目指す」という国の重要な政策課題の解決に寄与するため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。

(2) 対象

- 特別支援学校教諭免許状を取得していない教員等を対象とする。受講者は、個人で受講申込を行い、受講決定は、申込のあった希望者の中から決定するが、都道府県教育委員会の推薦を受けた教員、特別支援学校や特別支援学級に勤務し、特別支援学校教諭免許状を取得していない教員を優先する。

(3) 受講方法

- パソコン・タブレット端末等で、インターネットにより配信する 15 時間の映像講義を視聴し、各映像講義の最後に理解度チェックテストを行う。

(4) 内容・実施方法

- 特別支援学校教諭免許状の取得率の低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の第2欄の4科目について開設し実施する。
- 開講は毎年度5月と10月の年2回とし、約4か月間の講習期間とする。受講後の単位認定試験は、9月及び2月に、全国数カ所に試験会場を設けて実施する。

Ⅶ. 研修実施体制

1. 所内体制

- 全所的な取組として研修事業を推進するため、理事、研修事業部長、各上席総括研究員、総務部研修情報課長、総務部研修情報課研修支援室長により構成する研修委員会を設置する。研修委員会は、研修に関する重要課題について検討し、研修の企画・運営、評価・改善等を推進する。
- 研修委員会の下に、研修事業ごとに研修事業企画会議を置き、その下に、実施組織として、研修事業実施ワーキンググループを設置する。研修事業企画会議は、研修委員会の方針を踏まえ、各研修事業の企画立案及び連絡調整を行う。研修事業実施ワーキンググループは、研修事業の実施に向けた具体的な手順や方策について検討し、実施する。
- 研修委員会の下に、免許法認定講習及び免許状更新講習の円滑な運営を図るため、研修事業部長を部会長とし、総務部長、各上席総括研究員、その他理事長が指名する者若干名を構成員とする認定講習・更新講習部会を設置する。なお、成績審査及び可否の判定を行う場合は、研修事業実施ワーキンググループ長及び専修プログラム代表を部会に出席させ、意見を聞くものとする。
- 研修委員会の下に、免許法認定通信教育を推進するため、理事を本部長とし、総務部長、研修事業部長、免許法認定通信教育を担当する研修事業部研究職員視覚障害教育研究班長、聴覚障害教育研究班長、総務部各課長、その他理事長が指名する者若干名で構成する免許法認定通信教育実施本部を設置する。免許法認定通信教育実施本部は、免許法認定通信教育に関する運営及び実施について検討する。
- 免許法認定通信教育実施本部の下に、実施組織として、視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域のそれぞれに実施ワーキンググループを設置する。各免許法認定通信教育実施ワーキンググループは、各障害領域の研究班長をワーキンググループ長とし、各研究班構成員、免許法認定通信教育を担当する研修事業部研究職員、その他理事長が指名する者若干名で構成する。各実施ワーキンググループでは、免許法認定通信教育実施本部の方針に沿って、試験問題の作成をはじめ、円滑な実施に向けた具体的な手順や方策について検討し、実施する。
- 研修委員会及び研修事業企画会議、認定講習・更新講習部会、免許法認定通信教育実施本部での決定事項については、総合調整会議にて報告する。

2. PDCA サイクルを重視した研修の運営

- 研修事業については、「研修企画（Plan）」「研修実施（Do）」「研修評価（Check）」「研修改善（Action）」の四つの段階を重視した運営を行う。また、研修事業企画会議には、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び外部有識者の参画を得て、研修の企画、評価及び改善を行うこととする。

① 研修企画（Plan）：

研修事業企画会議において、研修事業ごとの改善点をもとに、研修事業の具体的な企画を行う。

② 研修実施（Do）：

研修事業実施ワーキンググループにより、各研修を実施する。なお、実施に当たっては、研修事業部及び研修情報課が作成する「研修事業実施マニュアル」（講義資料作成の留意点、非常時の対応、研修員への対応等）を参考とする。

③ 研修評価（Check）：

研修事業企画会議において、研修修了後の受講者へのアンケート調査結果や研修事業実施ワーキンググループからの意見等をもとに、研修の内容面及び運営面での成果や課題等を整理する。

④ 研修改善（Action）：

③を基に、研修事業企画会議において、次年度の研修に向けての改善点を検討し、とりまとめる。

【組織図】

